

令和3年3月29日

「コロナ後遺症受診相談窓口」の設置について

都立大塚病院では、3月30日から、新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了後も、呼吸の苦しさや味覚・嗅覚の異常などの症状をお持ちの方のための相談窓口を開始します。

病院の看護師等が、症状を伺い、受診などについての御相談に対応いたします。

◆ 対象

新型コロナウイルス感染症と診断されて（PCR検査等で陽性）1～2か月以上経過し、何らかの症状がある方

※ 相談は原則、御本人からお願いします。

◆ 相談内容

- ・ 具体的な症状や体調に関する相談
- ・ 症状に応じた受診についてのアドバイス など

※ 相談窓口では、診断や薬の処方等の診療行為は行いません。

◆ 相談方法等

- ・ お電話にてご相談を承ります。

【電話番号】	大塚病院 患者支援センター コーディネーター 03-3941-3211（代表） ※ 「コロナ後遺症受診相談窓口」とお申し出ください。
【受付時間】	月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く） 午後1時～午後4時

- ・ 相談は無料です。（相談後、受診される場合は、所定の医療費がかかります。）

◆ 開始日

令和3年3月30日（火曜日）

◆ 留意事項等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、現時点では確立された治療法はありません。このため、医療機関を受診された場合、治療は症状に応じた対症療法が基本となります。
- ・ 相談後、当院の外来を受診される場合、当院の診療は保険診療の範囲内となります。
- ・ 症状により、かかりつけ医やお住まいの近くの医療機関への受診をご案内する場合があります。
- ・ 相談後、後遺症に関する調査・研究等への御協力をお願いする場合があります。